

人事労務通信



社会保険労務士事務所
人事労務センター
〒812-0011
福岡市博多区博多駅前4-33-11-702
☎ 092-409-4188
Fax092-409-4187
Eメール akiko@b-souken.com

平和への祈り 8月は核廃絶へ

8月6日の広島平和記念式典で、広島市内の小学6年生の中奥垂穂さんと青木優太さんがこども代表として「平和への誓い」をおこなっている姿をテレビで観て感動しました。

「平和への誓い」

「人が焼けるにおいがした」「ある者は、肌が溶けて人間には見えなかった」原子爆弾が落とされた広島の様子を、語り部の方は語ってくれました。

思い出したくない、胸が張り裂けそうだ。被爆された人の辛さは、いつまでも、いつまでも終わることはありません。

被爆者の思いや被爆の事実を自らの体験のように、想像するのです。

聞きたくても、聞くことができなくなる日が近づいています。

一瞬で街がつぶれ、日常や夢を踏みにじられた昭和20年(1945年)8月6日午前8時15分の出来事を、

私たちは、もっと、知りたいのです。

もっと、伝えたいのです。

悲しみや苦しみを乗り越えた人々の努力によって、広島は青く澄んだ空の下、色とりどりの花が咲く街に復興しました。

この広島に、今年も、世界各地から、多くの人が訪れています。



自宅のすぐ近くから背振山を振り返ると、8月の空はどこまでも青く広がっています。71年前、この暑い8月に広島、長崎に原爆が落とされ、20万人を超える人が犠牲になり、今も被爆者の苦しみは続いています。こんな悲惨な戦争は絶対に繰り返してはならないとの思いを強くしました。

あの日の事実を知るために、平和記念公園を巡り、平和記念資料館を見学し、語り部の方の話を聴き、原子爆弾の恐ろしさを実感しています。

そして、「あの日の出来事を伝える」と約束してくれた人たち、平和の広がりを感じました。

私たちは、待っているだけではいけないのです。

誰が、平和な世界にするのでしょうか。

夢や希望にあふれた未来は、ぼくたち、わたしたち、一人一人が創るのです。

私たちには、被爆者から託された声を伝える責任があるのです。

一人一人が、自分の言葉で、丁寧に、

戦争を知らない人へ

次の世代へ 世界の人々へ

命の尊さを 平和への願いを

私たちが語り伝えていきます。



人事労務センターホームページ

<http://roumu.b-souken.com>

休職中の従業員の退職に伴う雇用保険の求職者給付

Q&A

Q：病気療養のために、休職中の社員が復帰しないまま退職に至った場合は、雇用保険の求職者給付（基本手当）の受給は、できますか？

A：基本手当は、一般被保険者が失業した場合に、原則として、離職の日以前2年間（算定対象期間）に、被保険者期間が通算して12か月以上あれば、受給できます。

Q：休職中は、無給ですが、大丈夫ですか？

A：算定対象期間中に、病気や出産などで引き続いて30日以上賃金の支払いを受けられなかった期間がある場合は、その期間を算定対象期間（合計で4年間まで）に加えることができますので、休職前の賃金額を元に基本手当の計算をすることができます。

Q：病気が治癒せずに休職期間満了による雇止めの場合も受給できるのでしょうか？

A：雇用保険の求職者給付（基本手当）の受給は、“働く意思と能力”があることが前提です。病気が治癒していない場合は、治癒するまでの期間受給期間を延長することができます。

※詳細な内容等は、お気軽にお尋ね下さい。

ポチュラカの花が満開

仕事で島原に出かける時、最近によく堤防道路を使って行き来している。

この堤防道路は、諫早湾を締め切った（あのギロチンと呼ばれた）堤防を通行できるようにした道路である。

確かに、この道路によって、島原半島はより近いものにはなったが、締め切ったままでいいはずはない。

“開門せよ”は裁判所も認めたもので一日も早い開門を願っている。

この堤防道路の途中の休憩所には、ポチュラカの花が満開だった。



「ポチュラカ」の花言葉に「自然を愛する」というのがある。



あとがき

筑後川の花火大会に“花火とBBQを楽しもう”と、自宅に親戚の老若男女（6歳から90歳まで）19名が集まって思いっきり楽しむことが出来た。



子どもも大人も『久しぶりに花火を楽しんだあ』『良かったあ』『きれいかったね』と。毎年恒例の行事になるかもしれない。

感想やご意見をお寄せください



人事労務センター

社会保険労務士 大隈昭子

092-409-4188 FAX092-409-4187

Eメール：akiko@b-souken.com